

令和3年松前町告示第91号

松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付要綱を次のように公表する。

令和3年10月18日

松前町長 岡本 靖

松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、コロナ禍（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大により社会的・経済的にもたらされる様々な災いをいう。）の中、令和3年1月から同年9月までの間に、町が予算の範囲内において松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）（以下「応援金」という。）を給付することにより、当該事業者の事業継続を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 非営利法人 対価を得る事業を行っている非営利法人であって、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 出資等の総額が3億円以下であること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

（給付対象者）

第3条 給付対象者は、次に掲げる要件（令和2年9月2日から令和3年5月31日までの間に開業し、又は設立した者にあつては、第3号及び第5号に掲げる要件を除く。）を満たす者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業者であつて、それぞれ同表の右欄に定める要件を満たすものであること。

ア 中小企業者	法人にあつては令和3年9月1日に町内に本店を置いていること、個人にあつては同日に町内に住所を有していること。
イ 非営利法人	令和3年9月1日に町内に主たる事務所を置いていること。

(2) 令和3年5月31日以前から、同年6月から同年9月までの間に行った事業（以下「事業」という。）により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。

(3) 令和元年又は令和2年の6月から9月までのいずれかの月を含む事業年度（個人にあつては、令和元年又は令和2年。以下同じ。）のいずれかの年間事業収入の額が次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額（以下「年間事業収入下限額」という。）以上であること。

ア 法人	240万円（令和2年1月1日から同年9月1日までの間に開業し、又は設立した者にあつては、開業又は設立の日を含む月から同年12月までの月数に20万円を乗じて得た額）
イ 個人	120万円（令和2年1月1日から同年9月1日までの間に開業し、又は設立した者にあつては、開業又は設立の日を含む月から同年12月までの月数に10万円を乗じて得た額）

(4) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

ア 令和3年6月から同年9月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の事業収入の額が令和元年又は令和2年（年間事業収入の額が年間事業収入下限額以上の年に限る。以下同じ。）の同じ月（以下「比較月」という。）の事業収入の額と比較して30パーセント以上減少していること。ただし、比較月の事業収入の額を証することができない者及び令和2年

9月2日から令和3年5月31日までの間に開業し、又は設立した者にあつては、対象月の事業収入の額が別表の比較対象額と比較して30パーセント以上減少していること。

イ 令和3年6月から同年9月までのいずれかの連続する2月（以下「対象期間」という。）の各月の事業収入の額が令和元年又は令和2年の同じ連続する2月（以下「比較期間」という。）の同じ月の事業収入の額と比較してそれぞれ15パーセント以上減少していること。ただし、比較期間の事業収入の額を証することができない者及び令和2年9月2日から令和3年5月31日までの間に開業し、又は設立した者にあつては、対象期間の各月の事業収入の額が別表の比較対象額と比較してそれぞれ15パーセント以上減少していること。

- (5) 給与収入がある個人にあつては、令和元年又は令和2年の年間事業収入の額がその年の年間給与収入の額よりも多いこと。
- (6) 農業者にあつては、第4号ア本文又はイ本文の要件を満たす者であること。
- (7) 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（令和3年6月から同年9月までの影響を要件とするものに限る。以下「月次支援金」という。）を受けていない又は受ける意思がない者であること。
- (8) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項又は第31条の6第1項の規定に基づく愛媛県からの営業時間短縮等の要請（令和3年8月又は同年9月に行われたものに限る。以下同じ。）を受けた事業者でないこと。
- (9) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (12) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人でないこと。
- (13) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (14) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (15) 前各号に掲げる者のほか、応援金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

2 前項に規定する者のほか、松前町えひめ版県・市町連携事業応援金給付要綱（令和3年6月松前町告示第69号）第6条の給付決定を受けた者についても、給付対象者とする。

（応援金）

第4条 前条第1項に規定する給付対象者に対する応援金の額は、法人にあつては30万円、個人にあつては15万円とする。

2 前条第2項に規定する給付対象者に対する応援金の額は、法人にあつては10万円、個人にあつては5万円とする。

3 応援金の給付は、1回に限るものとする。

（給付の申請）

第5条 前条第1項の応援金の給付を受けようとする者は、えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和4年1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を証する書類
- (2) 納税状況確認同意書（様式第2号）
- (3) 農業者にあつては、事業収入等申立書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前条第2項の応援金の給付を受けようとする者は、えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付申請書兼請求書（1月から5月までの減少要件用）（様式第4号）を令和4年1月31日までに町長に提出しなければならない。

（給付決定）

第6条 町長は、前条の規定により給付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは応援金の給付を決定しえひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付決定通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（応援金の給付）

第7条 町長は、前条の規定により応援金の給付を決定した申請者（以下「受給者」という。）に  
応援金を給付するものとする。

2 応援金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（給付決定の取消し等）

第8条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に応援金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）この要綱及び関係法令の規定に違反していることが明らかになったとき。

（2）虚偽の申請により応援金の給付を受けたとき。

（3）その他町長が応援金の決定の取消しの必要を認めるとき。

（検査等）

第9条 町長は、応援金の給付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（書類の保管）

第10条 受給者は、応援金に係る関係書類を整理し、応援金の給付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

## 別表（第3条関係）

給付対象者の区分	比較対象額
1 比較月又は比較期間の事業収入の額を証することができない者（2の者を除く。）	令和元年又は令和2年の6月から9月までのいずれかの月を含む事業年度の年間事業収入の額を12で除して得た額
2 令和2年9月2日から令和3年5月31日までの間に開業し、又は設立した者	開業又は設立の日を含む月から令和3年5月までの期間の事業収入の合計額を当該期間の月数で除して得た額

えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾） 給付申請書兼請求書

令和 年 月 日

松前町長 様

松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）（以下「応援金」という。）の給付を受けたいため、関係書類を添えて申請します。

なお、応援金の申請に当たり、裏面の内容について誓約・同意します。

裏面の内容に誓約・同意の場合は左欄にチェック

申請者の情報	事業所の所在地	〒 松前町						
	法人名 (個人の場合は屋号)	フリガナ						
		名称						
	法人代表者の 役職・氏名又は 個人事業主の氏名	フリガナ						
		役職・氏名	(印)					
	申請者の種別 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号				
			設立年月日					
			資本金の額又は出資総額					
			常時雇用する従業員数					
		<input type="checkbox"/>	個人事業主	事業開始年月日				
個人事業主の自宅住所			〒 松前町					
代表者の生年月日	T・S・H・西暦							
主たる業種	※日本標準産業分類の「中分類」を記載							
連絡先(電話番号)								
給付申請額		円						
減少率	事業収入 減少率確認欄	<input type="checkbox"/> 令和3年6月から同年9月までのいずれかの月の事業収入が令和元年又は令和2年同月比で30%以上減少している。 <input type="checkbox"/> 令和3年6月から同年9月までのいずれかの連続する2月の事業収入が令和元年又は令和2年同月比で連続してそれぞれ15%以上減少している。 <input type="checkbox"/> 令和2年9月2日から令和3年5月31日までの間に開業し、又は設立した者は、別途事業収入減少比較表に記入の上提出する（下記の減少率に関する記載は不要）。						
		月間事業収入	<input type="checkbox"/> 6月	<input type="checkbox"/> 7月	<input type="checkbox"/> 8月	<input type="checkbox"/> 9月	単位	確認事項
		<input type="checkbox"/> 令和元年 <input type="checkbox"/> 令和2年	A				円	6月から9月までのうち、比較対象とする月を1つ又は2つチェックし、月の事業収入を記入してください。
		令和3年	B				円	
減少率 (A-B)/A×100					%	単月で30%又は2月連続で15%以上減少していることを確認ください。		
比較月を含む事業年度の年間事業収入の下限確認		<input type="checkbox"/> 比較月（比較期間）を含む事業年度分の年間事業収入が、法人240万円以上、個人120万円以上である。 ※令和2年1月1日から同年9月1日までの間に開業し、又は設立した者にあつては、開業又は設立の日を含む月から同年12月までの月数に20万円（個人の場合は10万円）を乗じて得た額以上である。						
振込先口座	金融機関	銀行 金庫 農協	支店	支店 店 所				
		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
	フリガナ							
	口座名義人							
必要書類	添付書類 (町からの求めがない場合、町長が必要と認める書類は不要)	■ 第3条各号に掲げる要件を証する書類						
		<input type="checkbox"/> 【法人】 令和元年又は令和2年の対象月と同じ月の属する事業年度分に係る法人税の確定申告書の控えの写し						
		<input type="checkbox"/> 【個人】 令和元年分又は令和2年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書）の控えの写し						
		<input type="checkbox"/> 対象月の売上台帳又はこれに代わる書類						
		<input type="checkbox"/> 納税状況確認同意書（様式第2号）						
		<input type="checkbox"/> 農業者にあつては、事業収入等申立書（様式第3号）						
<input type="checkbox"/> 町長が必要と認める書類								

※この申請書は、町において給付決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。

## 誓約事項

私は、松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）（以下「応援金」という。）の給付を申請するに当たり、以下の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 1 申請に関して

- (1) 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染対策に取り組んでいます。
- (3) 応援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があります。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項又は第31条の6第1項の規定に基づく愛媛県からの営業時間短縮等の協力要請を受けた事業者ではありません。
- (5) 「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（令和3年6月から同年9月までの影響を要件とするもの）」を受給していません。本日以降に支援金等を受給した場合は、応援金を返還します。
- (6) 松前町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (7) 愛媛県や松前町の感染防止対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めます。

### 2 暴力団排除に関して

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

## 同意事項

私は、応援金の給付を申請するに当たり、下記の内容について、同意します。

- (1) 誓約事項に虚偽が判明した場合は、応援金の返還の支払に応じるとともに、事業者名等の情報を公表されること。
- (2) 貴職において必要と判断した場合は、申請書類に記載された情報を国、愛媛県、警察又は税務機関に提供すること。

納税状況確認同意書

私は、松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）の給付を申請するに当たり、税務課が保有する町税等の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

年 月 日

松前町長 様

法人所在地  
(個人の場合は事業主の住所)

\_\_\_\_\_

法人名

\_\_\_\_\_

代表者職・氏名

\_\_\_\_\_

※ 法人の代表者又は個人の事業主本人が自署してください。

事業収入等申立書

1 年間事業収入 月別内訳（単位 金額：円、減少率：％）

		前年又は前々年(b)	今年(a) 2021年	売上減少率 (b)-(a)/(b)
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
計 (A)				
家事消費等(B)				
雑・その他収入(C)				
農産物の 棚卸高	期首(D)			
	期末(E)			
合計(F) (A+B+C-D+E)				


- ・ 6月～9月のいずれかの月（いずれかの連続する2月）の売上減少率によって、対象要件の判定を行う。
- ・ 6月～9月のいずれかの対象要件の判定に用いる月の事業収入については、根拠となる売上台帳（又はこれに代わる書類）を添付すること。
- ・ 合計(F)が確定申告書第1表 収入金額等の事業（農業）欄の額と一致すること。

2 申請者の宣誓欄

年 月 日

松前町長 様

所得税等の確定申告等において申告している事業収入や申告予定の事業収入と相違ないことを宣誓します。	(住所)	
	(氏名)	





令和 年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付申請書兼請求書  
（1月から5月までの減少要件用）

松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）の給付を受けたいので、松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり応援金の給付を申請します。

1 法人又は個人 : 法人 ・ 個人  
※いずれかの□にチェックを入れて下さい。

2 松前町えひめ版県・市町連携事業応援金給付決定通知

(1) 給付決定通知日 : 年 月 日

(2) 給付決定通知番号 : 松産第 号

3 応援金給付申請額 : \_\_\_\_\_ 円

4 指定する金融機関の口座 : 松前町えひめ版県・市町連携事業応援金の給付と同じ口座

以下に記載の口座

※いずれかの□にチェックを入れて下さい。

金融機関名	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 ( )
預金種別	(1) 普通(総合を含む。)	(2) 当座 (3) その他 ( )
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

※この申請書は、町において給付決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。

様式第5号（第6条関係）

松前町指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）について、松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）給付要綱第6条の規定により、次のとおり松前町えひめ版県・市町連携事業応援金（第2弾）の給付を決定したので通知する。

年 月 日

松前町長 岡 本 靖

1 法人又は個人

2 給付区分

3 応援金給付決定額 \_\_\_\_\_ 円